

## 第 B 3 作 業 班 設 置 要 綱

平成 8 年 1 1 月 1 9 日  
第 9 回 規 格 会 議 決 定

### 1 設 置

規格会議運営細則第 1 8 条の規定に基づき、「FM 多重放送の運用上の標準規格 ( A R I B S T D - B 3 )」の維持改訂について審議するため、第 B 3 作業班を設置する。

### 2 審 議 事 項

第 B 3 作業班は、F M 多重放送の運用上の標準規格に関する改訂等の原案を審議する。

### 3 構 成

第 B 3 作業班は、規格会議運営細則第 1 9 条第 1 項の規定に基づき、委員長が指名した者によって構成する。

ただし、委員長は、必要に応じ、学識経験者又は関連団体の代表を客員として第 B 3 作業班へ参加させることができる。

### 4 主 任 等

- (1) 第 B 3 作業班に主任 1 名及び必要に応じ副主任 1 名を置く。
- (2) 主任は、第 B 3 作業班において互選により定め、副主任は主任が指名する。
- (3) 主任は、第 B 3 作業班を主宰する。
- (4) 主任に事故があるときは、副主任がこれに代わる。

### 5 設 置 期 間

第 B 3 作業班は、別に規格会議が定める日までの間設置する。

### 6 委 任

第 B 3 作業班の運営に関し必要な事項は、第 B 3 作業班において定める。